

訪問看護事業運営規程（医療版）

（事業の目的）

第1条 疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある利用者に対し生活の質の確保を図るために、その心身の能力の維持回復を目指すことを目的とし自らの尊厳を保持し、その有する能力に応じ、出来る限り自立した在宅生活が送れるように利用者の病状に応じた適切な訪問看護サービスを提供し、もって利用者及び家族のより安定した療養生活の支援を行う。

（運営方針）

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたって訪問看護サービスを行う。
また、サービスの提供にあたっては、患者の心身の状況や希望、その置かれている環境等を把握し状態の軽減若しくは悪化の防止に努めるものとする。
2 業務は懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、訪問看護サービスの内容について理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問看護ステーションふくろう
- （2）所在地 京都府宇治市宇治里尻36番35

（実施主体）

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人京都悠仁福祉会とする。

（職員の職種、必要定員数）

第5条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人（管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。）
- （2）看護職員 常勤換算方法で2.5人以上（うち1人以上は常勤職員を配置する。）
- （3）理学療法士 実情に応じた適当数
- （4）作業療法士 実情に応じた適当数
- （5）言語聴覚士 実情に応じた適当数

2 職員は、法令で定められた人員に関する基準に適合する範囲内で、必要に合わせ、増・減員することがある。

(職務内容)

第6条 前条第1項に規定する職員の勤務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 管理者 | 職員を管理し、事業が目的に従って円滑に遂行されるように業務を総括する。 |
| (2) 看護職員 | 医師の指示に基づく看護計画に基づき適切な訪問看護を行う |
| (3) 理学療法士 | 医師の指示に基づく看護計画に基づき適切な訪問リハビリを行う |
| (4) 作業療法士 | 医師の指示に基づく看護計画に基づき適切な訪問リハビリを行う |
| (5) 言語聴覚士 | 医師の指示に基づく看護計画に基づき適切な訪問リハビリを行う |

(営業日及び営業時間)

第7条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- | | |
|----------|---|
| (1) 営業日 | 月曜日～金曜日（但し、12月30日～1月3日は除く） |
| (2) 営業時間 | 午前8時45分から午後5時00分までとする。但し、営業時間外については、電話などにより24時間常時、連絡対応が可能な体制をとるものとする。 |

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施範囲は、原則として宇治市、京都市伏見区向島、久御山町市田、久御山町林中垣内とする。

(訪問看護サービスの提供方法及び内容)

第9条 訪問看護サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 訪問看護計画の作成 | 利用者の希望及びその置かれている環境、主治医の指示および心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。 |
| (2) 利用者への説明 | 作成した訪問看護計画を利用者又はその家族に説明しなければならない。 |
| (3) 訪問看護サービスの実施とその状況の記録 | 訪問看護計画書に従ってサービスを実施するとともに、その状況及び評価を記録しなければならない。 |
| (4) 訪問看護サービスの実施報告 | 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成し、主治医に報告しなければならない。 |

(利用料)

第10条 指定訪問看護事業は、基本利用料として、健康保険法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより、算定した費用の額より訪問看護療養費若しくは、家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額、又は高齢者医療確保法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額より訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払いを利用者から受けるものとする。

2 以下の費用については、利用者の同意を得た上で【重要事項説明書】に定める額の支払いを受けることができる。

(1) 利用者の選定に係る指定訪問看護ステーションが定める時間以外の時間における指定訪問看護、その他厚生労働大臣が定める指定訪問看護の提供に関し、当該訪問看護に要する費用の範囲内において、健康保険法第88条第4項又は高齢者医療確保法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超える額

(2) 通常の事業の実施範囲以外への交通費

(3) 死後の処置

(4) キャンセル料

(5) その他

(保険給付のための証明書の交付)

第11条 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(個人情報保護及び秘密保持)

第12条 利用者及び家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱うものとする。

2 利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期すとともに、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

3 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

4 個人情報の利用目的については、あらかじめ事業所内に掲示し公表するとともに、利用契約時に重要事項説明書にて説明を行う。

5 居宅介護支援事業者等に対し、利用者またはその家族に関する個人情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(苦情等処理)

第13条 提供したサービスまたは個人情報に関する利用者からの相談および苦情に迅速に対応するため、別途利用者の意見・要望等の相談解決実施要綱を定める。

- 2 提供したサービスに関し、府市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めもしくは依頼、または府市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して府市町村が行う調査に協力するとともに、府市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時および緊急時の対応)

- 第14条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行うものとする。
- 2 利用者に対するサービスの提供の際に利用者の病状の急変があった場合（緊急時）には、医師の指示を受け、必要により最寄の救急病院等に搬送するなどの措置を講ずるとともに、家族及び関係機関等に連絡を行う。

(記録の整備)

- 第15条 事業所は、職員・設備および会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(職員研修)

- 第16条 職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けなければならない。

(非常災害対策)

- 第17条 事業所は地震、風水害、火災等の非常災害が発生した場合、速やかに利用者、家族及び関係機関などに連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(身体拘束の禁止)

- 第18条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

(虐待の防止)

- 第19条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催すると

もに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。

- (2) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- (3) 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報するものとする。

(感染症対策)

第20条 職員が感染予防対策を常時実施し、利用者への感染源及び感染経路の遮断を行い予防に努めるものとする。

- (1) スタンダードプリコーション(標準予防策)を感染予防の基本指針とし、感染予防に努めるものとする。
- (2) 感染症対策のための指針を整備し、対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
- (3) 職員に対し、感染症対策のための研修を定期的実施するとともに、訓練(シュミレーション)を行うものとする。

(ハラスメント)

第21条 事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、他）
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシュアルハラスメント）

付 則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する
この規程は、平成26年11月 1日から施行する
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する
この規程は、平成28年 1月 1日から施行する
この規程は、平成28年 2月 1日から施行する
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する
この規程は、平成28年 5月 1日から施行する
この規程は、平成29年 5月30日から施行する
この規程は、平成29年 6月 1日から施行する
この規程は、平成29年 6月21日から施行する
この規程は、平成29年 9月18日から施行する

この規程は、平成30年 1月15日から施行する
この規程は、平成30年 1月22日から施行する
この規程は、平成30年 2月 9日から施行する
この規程は、平成30年 3月26日から施行する
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する
この規程は、平成30年 5月 1日から施行する
この規程は、平成30年 8月16日から施行する
この規程は、平成31年 1月21日から施行する
この規程は、平成31年 3月 1日から施行する
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する
この規程は、平成31年 4月 4日から施行する
この規程は、2019年 5月 1日から施行する
この規程は、2019年 5月 7日より施行する
この規程は、2019年 6月 1日より施行する
この規程は、2019年 6月12日より施行する
この規程は、2019年 6月15日より施行する
この規程は、2019年 8月 1日から施行する
この規程は、2019年11月 1日から施行する
この規程は、2020年 4月 1日から施行する
この規程は、2021年 4月 1日から施行する
この規程は、2021年 5月21日から施行する
この規程は、2021年 6月 1日から施行する
この規程は、2021年 7月20日から施行する
この規程は、2021年12月 1日から施行する
この規程は、2022年 1月 1日から施行する
この規程は、2022年 4月 1日から施行する
この規程は、2023年 3月 1日から施行する
この規程は、2023年 4月 1日から施行する
この規程は、2023年 6月 1日から施行する
この規程は、2023年 6月 5日から施行する
この規程は、2023年 7月 1日から施行する
この規程は、2023年 8月 1日から施行する
この規程は、2024年 4月 1日から施行する
この規程は、2025年 4月 1日から施行する
この規程は、2026年 6月 21日から施行する